学校法人大妻学院 求職者等ハラスメント防止に関する基本方針

令和８年10月１日

学校法人大妻学院（以下「本学院」という。）は、「学校法人大妻学院ハラスメント防止対策規程」に基づき、すべての求職者等が安心して選考や実習等に臨めるよう、以下のルール等を定め、求職者等に対するハラスメントの防止に取り組んでいます。

本学院は、求職者等に対し、性的な言動により不利益を与える行為を一切容認しません。万が一ハラスメントが発生した場合には、調査のうえ、厳正な処分を行います。

1. 対象となる範囲

対象者：求職者等(求職者に加え、本学院及び本学院が設置する学校等が行う労働者の採用に資する活動に参加する者や教育実習等を受ける者)

行為者：本学院の教職員

2. 具体例

① 密室や夜間等、不適切な環境・時間帯での面談や指導

② 個人用 LINE、Instagram 等の SNS アカウントの不必要な交換や、DM を用いた連絡

③ 性的指向、性自認、容姿、服装、交際関係等についての質問や言及

④ 身体への接触、交際や私的関係の要求及びそれらに応じないことを理由とする不利益な取扱い

⑤ その他、求職者等に対する性的な嫌がらせを行うこと

⑥ 性別役割分担を前提とするような発言

⑦ 面談や指導において高圧的な態度で威圧すること

3. 相談窓口

本学院教職員から上記の行為や不適切な対応を受けた場合、または不安を感じた場合は、下記窓口までご相談ください。

相談窓口：学校法人大妻学院 総務センター総務グループ

電話番号：03-5275-6021

E-mail　：soumu-soudan@ml.otsuma.ac.jp

4. プライバシー保護と不利益取扱いの禁止

相談した事実および相談内容は厳守され、プライバシーは厳重に保護されます。

また、相談を行ったことや事実確認の調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

以上